

国立大学法人東京農工大学組織運営規則の一部改正

現行	改正	改正理由																										
<p>本則</p> <p>(学内施設)</p> <p>第6条 本学に、次表に掲げる学内施設を置く。</p> <table border="1" data-bbox="181 397 591 858"> <thead> <tr> <th>学内施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>図書館</td></tr> <tr><td>先端産学連携研究推進センター</td></tr> <tr><td>保健管理センター</td></tr> <tr><td>総合情報メディアセンター</td></tr> <tr><td>学術研究支援総合センター</td></tr> <tr><td>科学博物館</td></tr> <tr><td>環境安全管理センター</td></tr> <tr><td>放射線研究室</td></tr> <tr><td>(新設)</td></tr> </tbody> </table> <p>2 前項に定めるもののほか、本学に必要な組織及び施設を置くことができる。</p> <p>3 前項の規定により置かれる組織及び施設は、別表に掲げるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>別表(第6条第2項及び第3項関係)</p> <table border="1" data-bbox="181 1150 526 1287"> <thead> <tr> <th>組織及び施設の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>卓越リーダー養成機構</td></tr> <tr><td>イノベーション推進機構</td></tr> </tbody> </table>	学内施設名	図書館	先端産学連携研究推進センター	保健管理センター	総合情報メディアセンター	学術研究支援総合センター	科学博物館	環境安全管理センター	放射線研究室	(新設)	組織及び施設の名称	卓越リーダー養成機構	イノベーション推進機構	<p>本則</p> <p>(学内施設)</p> <p>第6条 本学に、次表に掲げる学内施設を置く。</p> <table border="1" data-bbox="1077 397 1487 858"> <thead> <tr> <th>学内施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>図書館</td></tr> <tr><td>先端産学連携研究推進センター</td></tr> <tr><td>保健管理センター</td></tr> <tr><td>総合情報メディアセンター</td></tr> <tr><td>学術研究支援総合センター</td></tr> <tr><td>科学博物館</td></tr> <tr><td>環境安全管理センター</td></tr> <tr><td>放射線研究室</td></tr> <tr><td>未来価値創造研究教育特区</td></tr> </tbody> </table> <p>2 前項に定めるもののほか、本学に必要な組織及び施設を置くことができる。</p> <p>3 前項の規定により置かれる組織及び施設は、別表に掲げるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>別表(第6条第2項及び第3項関係)</p> <table border="1" data-bbox="1077 1150 1422 1287"> <thead> <tr> <th>組織及び施設の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>卓越リーダー養成機構</td></tr> <tr><td>(削る)</td></tr> </tbody> </table>	学内施設名	図書館	先端産学連携研究推進センター	保健管理センター	総合情報メディアセンター	学術研究支援総合センター	科学博物館	環境安全管理センター	放射線研究室	未来価値創造研究教育特区	組織及び施設の名称	卓越リーダー養成機構	(削る)	<p>「イノベーション推進機構」が廃止され、新たに学内施設として「未来価値創造研究教育特区」が設置されることに伴う改正</p>
学内施設名																												
図書館																												
先端産学連携研究推進センター																												
保健管理センター																												
総合情報メディアセンター																												
学術研究支援総合センター																												
科学博物館																												
環境安全管理センター																												
放射線研究室																												
(新設)																												
組織及び施設の名称																												
卓越リーダー養成機構																												
イノベーション推進機構																												
学内施設名																												
図書館																												
先端産学連携研究推進センター																												
保健管理センター																												
総合情報メディアセンター																												
学術研究支援総合センター																												
科学博物館																												
環境安全管理センター																												
放射線研究室																												
未来価値創造研究教育特区																												
組織及び施設の名称																												
卓越リーダー養成機構																												
(削る)																												

附 則 (令和3年7月1日経教規則第4号)

この規則は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第6条第1項表中の未来価値創造研究教育特区に係る改正規定は、令和3年4月1日から適用する。